林業における雇入れ時の教育についてお困りの担当者へ

ある林業事業場から、雇入れ時の教育について、どのようなものか、どのように進めばいいか質問を頂きまして、雇入れ時の教育の概容を作成してみました。

とくに、新規に雇用された方は、危険がいっぱいです。なぜなら、安全基準や衛生基準も知らないし、危険感受性も磨かれていません。そのため、危険や有害なものを理解し、作業を行わなければ事故（異常な状態）や災害（その結果・負傷・死亡・病気）に直結します。

いろいろな決めごと（服装基準・作業基準・作業開始前点検基準・整理整頓基準等の法定・自主規定・業界規定）を、監督者や管理者の言葉だけで教育するのではなく、すでに作成され、見直されてきた、蓄積された前記の各種基準書を用いて、現場で、または、研修室で、担当をきめて行うことが必要です。

目的は、法に謳われているからするのではなく、事故や災害が起こらないようにし、次代を受け継いでくれる大切な人たちを育成するためにすることです。それは、事業の継続的発展には、欠かせないことと考えられます。

（労働安全衛生規則第３５条）

雇い入れ時の教育（林業）

実施時期	雇い入れ後、遅滞なく（おおむね、１ヶ月以内）
実施業種 （施行令第２条 １ 号２号に該当業種）	林業等（その他業種以外）

実施内容

① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱いに関すること。
③ 作業手順に関すること。
④ 作業開始時の点検に関すること。
⑤ 当該業務に関して発生する恐れのある疾病の原因及び予防に関すること。
⑥ 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
⑦ 事故時等における応急措置及び退避に関すること。

具体的な内容

①木材・やまの危険性・有害性と機械の危険性・有害性についてとその取り扱い方法について、既存のリスクアセスメントシートによる内容の説明、及び、リスクアセスメントの演習並びに機械の取扱説明書による実習指導（ＲＡ１時間説明・ＲＡ1 時間演習・山・木材・機械（かま・刈払い機・チェーンソー・林内作業車の危険性・有害性　２時間の講義）

②既存の安全衛生装置（飛散防止装置・緊急解除装置等）の内容説明と操作実習並びに保護具（ヘルメット・防護ガード・耳栓・腕抜き等）の装着方法の実地指導（講義 1 時間・実習 1 時間）

③該当する作業の作業基準（作業手順書）にもとづき、その内容の説明と現場における実習指導（講義 1 時間）

④運転並びに操作をおこなう機械の点検表に基づき、その内容の説明と現場における実習指導（実習 1 時間）

⑤頸肩腕障害・振動障害・熱中症等の防止内容を各防止小冊子を使って、講義方式にて指導（講義 1 時間）

⑥５Ｓ文書により、講義方式にて指導（講義 1 時間）

⑦緊急時対応作成文書並びに連絡体制図を用いて、労働災害時、それ以外（地震・火災）の災害時について役割の理解

（講義 1 時間）

具体的な時間数（11 時間）と担当講師とテキスト

① ４時間　リスクアセスメント担当者　各リスクアセスメントシートとＲＡ説明書
② ２時間　班長　機械と機械取扱説明書と保護具
③ １時間　班長　作業手順書
④ １時間　班長　点検表
⑤ １時間　総務課長　リーフレット（厚労省）
⑥ １時間　業務課長　５Ｓマニュアル文書
⑦ １時間　総務課長　緊急時対応マニュアル

教育実施計画

	1 日～10 日目	11 日～20 日目	21 日～30 日
①	←→		
②	←→		
③		←→	
④		←→	
⑤		←→	
⑥		←→	
⑦		←→	
時間合計	６時間	5 時間	０時間